

## 第14回札幌市感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年8月27日（木） 午後5時00分～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

3 会議次第

(1) 開 会

(2) 現時点の発生状況と対応状況について

(3) 北海道における取組について

(4) 各局区における取組状況等について

(5) 本部長から

4 資 料

- ・札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）
- ・第22回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

# 札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

## ※下線更新箇所

### 1 市内感染状況（8/26 現在）

#### (1) 陽性者状態別内訳

（単位：人）

陽性者(累計)	現在患者				死亡者 (累計)	陰性確認者 (累計)
		入院	宿泊療養	調整中		
<b>1,116</b>	<b>71</b>	<b>36</b>	<b>33</b>	<b>2</b>	<b>55</b>	<b>990</b>

#### (2) 男女別・年代別内訳

（単位：人）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	非公表	計
男性	6	12	57	59	63	68	63	68	35	12	23	466
女性	1	15	105	51	43	70	56	68	57	38	29	533
非公表			4	1	1	4	2	1			104	117
計	7	27	166	111	107	142	121	137	92	50	156	1,116
現在患者		5	16	8	3	8	3	1	4		23	71
陰性確認者	7	22	150	103	104	133	110	118	72	42	129	990
死亡者						1	8	18	16	8	4	55

## 2 対応状況

### (1) 対策本部

#### ○7月28日 第13回感染症対策本部会議

##### <指示事項>

- ・接待を伴う飲食店における感染拡大防止の取組としてススキノ地区においては、北海道との合同対策チームを中心に、既に、臨時PCR検査センターの設置や、従業員への受診勧奨などの取組を進めている。店舗単位での出前型検査等の積極的なPCR検査の実施や、事業者及び利用者双方への感染予防意識の更なる啓発の推進など、あらゆる手段を講じて、感染拡大防止に努めること。
- ・感染拡大時には、速やかに保健所などへの職員応援を増強するなど、全市一丸となって対応する準備を進めておくこと。
- ・イベントの開催については、8月1日以降も、5,000人以下の制限を継続されることとなった。イベントの主催者や施設管理者に対し、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策をしっかりと講じていただくことを含め、周知徹底を図ること。

#### ○7月9日 第12回感染症対策本部会議

##### <指示事項>

- ・新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、これまでの札幌市の対応などについて、北海道とも連携しながら、鋭意、検証作業を進めること。また、例年、秋から冬にかけて発生する、季節性インフルエンザなど、発熱を伴う疾病の流行が想定されることから、適切な医療を提供できる体制の構築を進めること。
- ・災害発生時の避難所に係る運営マニュアルについて、感染症対策を強化した改訂

を行ったところであり、各局が所管する各種災害対応マニュアルについても、感染症対策を強化した見直しの検討に着手し、近年、甚大化する自然災害に備えること。

- ・7月3日に議決をいただいた緊急対策第4弾の補正予算を踏まえて、感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市内経済の回復に向けた取組について、スピード感をもって進めること。

○6月18日 第11回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あらためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「新北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。
- ・6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策など市内経済の回復に向けた取組について検討すること。

○5月30日 第10回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分かりやすい位置に「新北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。
- ・市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまふ行為は、引き続き、自粛又は感染対策の徹底を図ること。

○5月26日 第9回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・新型コロナウイルスの再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等について、北海道と連携して検討すること。
- ・第2回定例市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。

- ・6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。
- ・緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威は去っておらず、感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。

○5月22日 第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行うとともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。
- ・本日、北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。また、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向けた準備を進めておくこと。
- ・現在、直面しているクラスター対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルスの再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。

○5月15日 第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療機関や福祉施設などでクラスターの発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ること。
- ・国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「新北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出された。そのため、緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討すること。
- ・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。

○5月5日 第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。
- ・医療機関及び高齢者施設等でクラスター発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。
- ・医療機関におけるクラスターの発生などにより、残された特定の医療機関に過度な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。
- ・札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全市一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。

○5月1日 第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。
- ・札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校について、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。
- ・宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検査機関などに協力していただき、PCR検査体制の強化を図ること。
- ・各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。
- ・この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。

○4月24日 第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。
- ・検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図

ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。

- ・職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマスクの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。
- ・緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのため、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。

○4月18日 第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。
- ・医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。
- ・不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。
- ・生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、混乱を生じさせないように、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。

○4月13日 第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとしたい。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。

また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を予防する手立てを徹底すること。

- ・深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携して進めること。
- ・将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること
- ・外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染

リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること

○4月10日 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・4月からリスクの低い施設で開館しているが、感染リスクを一層低くする観点から、休館や一時閉鎖を検討すること。
- ・感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて、検討すること。

○4月8日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。
- ・基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。
- ・市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めること。
- ・第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したところであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。

○4月2日 第8回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。
- ・今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。
- ・市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。
- ・市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学校で感染予防の対策をしっかりと行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。
- ・なお、再開後であっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。

○3月27日 第7回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4/1以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。
- ・なお、北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様にご混乱が生じないよう、徹底した対策を行うこと。
- ・経済観光局が実施した調査について、2月の調査ではあったが、3月まで推計した影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。
- ・引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。
- ・医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別について、先ほど、医師会の松家会長からも要望をいただいたとおり、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、そして感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別に繋がる行為が見受けられるところである。これは大変、残念なことであり、決して許されるものではない。
- ・医療従事者は休暇もなく働いていることから、その皆様には感謝をしなければならず、多くの市民の皆様にはご理解を頂きたい。
- ・関係部局において、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。
- ・市民と事業者の皆様には、引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いする。
- ・「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただきたい。
- ・特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いする。
- ・加えて、4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いしたい。

○3月23日 第6回対策本部会議

<指示事項>



- ・現在、市有施設の休館等について、当面、3/31 までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に 混乱が生じないよう、準備をすること。
  - ・本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うことや、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。
  - ・市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること。
- 3月20日 北海道知事と札幌市長の意見交換
- ・感染対策・医療体制、経済支援策など協議。今後の連携を確認。
- 3月17日 第5回対策本部会議
- <指示事項>
- ・市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3/31 まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。
  - ・3/19 頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくること が想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟対応をすること。
  - ・経済の関連で、様々な影響が想定されることから引き続きセーフティネットの 充実などを検討すること。
  - ・市民がとるべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。
  - ・感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り組むこと。
  - ・市民には、かからない、うつさない、なやまない、この3点についてお願いする。
  - ・職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底をお願いする。
  - ・感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくようお願いする。
- 3月6日 道対策チームヘリエゾン派遣（保健所・危機管理対策室（3/11～））
- 3月3日 札幌市感染症対策室設置

○3月 1日 国立感染症研究所の職員派遣受入

○2月 29日 第4回対策本部会議

<指示事項>

- ・区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討。
- ・不特定多数の者が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討。
- ・北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討する。
- ・全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。
- ・管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響がないようにすること。
- ・救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないように、特に注意すること。

○2月 22日 第3回対策本部会議

<指示事項>

- ・市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、当面3週間程度（2/23～3/15）、原則中止または延期とする。

○2月 18日 第2回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染症防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCPに基づいた対応構築

○1月 30日 第1回対策本部会議

## (2) 産業振興

①市内中小企業（相談状況）（8/25現在）

- ・既存の相談（経営相談・融資対象認定等）【1/29～】

相談件数（累計）※：19,690件【前週比+375】（来所6,571件、電話13,119件）

※札幌中小企業支援センター内の相談窓口

- ・機能拡充部分（融資申請サポート、税・感染予防相談）【4/20～】

相談件数（累計）：2,938件【前週比+141】（来所2,886件、電話52件）

- ・機能拡充部分（雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等）【5/11～】

相談件数（累計）：2,711件【前週比+97】（来所1,012件、電話1,699件）

	既存の相談 (経営相談・融資対 象認定等)		機能拡充部分 (融資申請サポート、 税、感染予防相談)		機能拡充部分 (雇用調整助成金等 申請サポート、テレ ワーク導入等)		合計
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
2月	38	82	0	0	0	0	120
3月	1347	1991	0	0	0	0	3338
4月	2372	3051	30	22	0	0	5475
5月	1969	3801	855	5	400	713	7743
6月	584	1860	890	7	345	511	4197
7月	206	1346	699	11	168	278	2708
合計	6516	12131	2474	45	913	1502	23581

②融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）（8/25現在）

認定件数（累計）：15,740件【前週比+262】

【業種】飲食業 1,960 件、小売業 2,176 件、建設業 3,476 件、運輸業 465 件、製造業 522 件、電気・ガス・熱供給・水道業 203 件、保険業 68 件、卸売業 779 件、不動産業 1,065 件、宿泊業 144 件、医療・福祉 944 件、情報通信業 296 件、教育・学習支援業 100 件、サービス業 3,538 件、林業・鉱業 4 件

※その他

- ・5/12 から 5/26 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、実態調査を実施中。（公表は6月上旬を予定）
- ・(5/11) 事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策まとめサイトを市公式HPに公開
- ・(4/20) 事業者向けワンストップ相談窓口を開設
- ・(4/15) 経済団体等9団体と市長・3副市長による緊急懇談を実施。
- ・(3/31) 札幌商工会議所、岩田会頭から市長へ要望書の提出がなされた。
- ・(3/16) 民主商工会 札幌市内各支部から経済観光局に要望書の提出がなされた。
- ・3/9 から 3/17 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施し、3/27 の感染症対策本部会議にて結果公表。
- ・3/6 より、市内宿泊事業者への影響について、北海道と連携してアンケート調査を実施し、3/16 に結果公表。

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

- ・(3/4) 自宅でも利用可能なサービス提供等を提供する市内事業者等を案内する市公式 HP を公開

### (3) 教育関連施設

- ・7月11日に伏見小学校の児童の感染が確認され、当該児童が在籍する学年を臨時休業とした(7/13～23)。
- ・6月12日で、少人数短時間登校(園)日設定期間終了。
- ・6月1日から、園・学校を再開。6月12日までは少人数短時間登校(園)日を設定。
- ・特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施(～5/31)。
  - ※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校(園)日を設定(6/1～12)することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知。
- ・特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施(4/22～5/6)
  - ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施(4/27～5/1)。
- ・北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施(4/14～5/6)。
  - ※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施(4/13～22)。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については、4/13から指導休止。
  - ※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を札幌市公式ホームページに掲載するなどして、全児童生徒に提供(毎週木曜日更新)。

### (4) 地下鉄・市電

- ・4/15～市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施(手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。)
- ・地下鉄の車内混雑状況を交通局 HP にて公表(3/18～、毎週水曜日更新)
- ・2/29 通学定期券の払い戻し(手数料免除、定期券の内容により休業開始日の前日まで遡及して払い戻し、3/31受付終了)
- ・地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施(消毒:3/2～、換気:3/3～)
  - ※当分の間継続実施

### (5) 市有施設

別紙「市有施設の状況」のとおり

## 3 市民・企業への呼びかけ

#### ○市長

- ・市民の皆さまへのビデオメッセージを発出(4/24、4/28、5/5、6/1)
- ・市民の皆さまへのメッセージを発出(2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15、5/22、5/26、5/30、6/18、7/9、7/28、8/6)

#### ○総務局

- ・(3/9) 来庁せずにできる手続き、期限と延長する手続きについて市公式 HP のトップ

ページに掲載

- ・(2/25) 札幌市菊水分庁舎に出入りする業者(21社)に対して、マスク着用や体調管理徹底などの協力を依頼

#### ○まちづくり政策局

- ・(8/20) 市内大学及び短期大学に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼(道・市連名)
- ・(5/8) 市内関係大学(8大学)に対し、PCR検査実施体制強化に関する協力・調査依頼文を送付、このうち2大学より検査協力可能との回答あり(5/18)。
- ・(3/3、3/27、4/8) 市内各大学及び短期大学(17大学)に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼(道・市連名)  
※このほか、道庁より各大学・短期大学・各専修・各種学校あてに通知(4/20、5/6、5/15、5/22、5/25、5/29、8/7)

#### ○財政局

- ・(5/12)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」(市公式HPに徴収猶予の特例制度に関するページを掲載)
- ・(4/28)「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」(市公式HPに市税の取り扱いについて特設ページを掲載)
- ・(4/22)「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」(市公式HPに法人市民税等の期限延長手続き等について掲載)
- ・(4/20)「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」(市公式HPに縦覧期間延長について掲載)
- ・(4/17)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」(市公式HPに契約上の対応に関するお知らせを掲載)
- ・(4/10)「夜間電話納税相談と市民税・道民税(個人住民税)申告書に係る提出期限の取扱いについて(新型コロナウイルス感染症の影響関係)」(報道発表、市公式HP掲載)
- ・(4/9)「軽自動車税(種別割)の減免申請について」(市税HPに郵送での申請受付を掲載)
- ・(3/24)「令和2年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について」(不動産業界団体へ向けた市税証明(評価証明)の郵送請求活用依頼)
- ・(3/10)「新型コロナウイルスの感染拡大防止について」(市税HPでの感染予防の呼びかけ、郵送や電話による手続きや相談の推奨)
- ・(3/5)「新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた物品・役務契約の取扱いについて」(市公式HPに入札方法に関するお知らせを掲載)
- ・(2/25)「個人住民税の申告における新型コロナウイルスの感染防止について」(市公式HPでの感染予防の呼びかけ及び郵送申告の推奨)

#### ○市民文化局

- ・(7/5)「札幌市の地域活動ガイドライン」を市公式HPに掲載し、町内会・自治会長へ周知

- ・(4/21) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式 HP に掲載
- ・(3/10) 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式 HP に掲載
- ・(2/21 以降) 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談(80 件(8/18 時点))を受けているため、市公式 HP で注意喚起を掲載

#### ○保健福祉局

- ・(6/19) 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 124,000 通発送した。
- ・(6/12) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 63,000 通発送した。
- ・(6/11) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免について、専用のコールセンターを設置するとともに、市公式 HP に掲載。
- ・(6/4 以降) 各おとしより憩の家…運営自粛要請を 6/19 に解除するが、「憩の家運営ガイドライン」により、運営の再開に当たって整えていただきたい感染対策の具体例を周知するとともに、感染リスクの高い活動の自粛を要請(各区保健福祉課から通知)
- ・(6/1 以降) 各単位老人クラブ…感染リスクの高い活動について、当面の間の自粛を要請(各区保健福祉課から通知)
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式 HP に掲載。
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式 HP に掲載。
- ・(4/20) 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式 HP に掲載。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- ・(3/12) 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/11) 子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出の一部について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/9) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応可とした。
- ・(2/26 以降) 各おとしより憩いの家…開館可否の検討を依頼(各区保健福祉課から通知)
- ・(2/25 以降) 各単位老人クラブ…イベント開催可否の検討を依頼(各区保健福祉課経由により、上記札老連あて通知を参考送付)
- ・(2/25) (一社)札幌市老人クラブ連合会…イベント開催可否の検討を依頼

- ・(1/29) 局内各部所管社会福祉施設…社会福祉施設等における感染症対策について  
(※このほか、国の通知に合わせ、各社会福祉施設へ随時注意喚起を実施。)

#### ○子ども未来局

- ・(6/10) 市内学校の通常授業再開に合わせた児童会館・ミニ児童会館での事業の取扱いについて、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/27) 小学校の少人数短時間登校日の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/1) 小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時の閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/22) 認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(4/13) 市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/13) 認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(3/27) 認可保育施設、放課後児童クラブ運営事業者等へ、札幌市医師会からの要望を踏まえ、医療従事者の家族等に対する偏見や差別防止にかかる配慮を依頼。
- ・(3/9) 児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を5/29まで一部延長
- ・(3/5) 一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼

#### ○経済観光局

- ・(8/7) 新北海道スタイル集中対策期間の感染拡大防止の実施について、関係団体への周知の協力要請
- ・(6/19) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの定着等について、関係団体への周知の協力要請
- ・(6/4) 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むコールセンター企業への補助金を創設
- ・(6/1) 新型コロナウイルス感染症対策に対する基本方針について、関係団体への周知の協力要請
- ・(5/7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請
- ・(5/7) コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請
- ・(5/7) ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請

- ・(4/24) 商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請
- ・(4/23) 北海道による緊急事態措置及び「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請
- ・(4/20) 緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- ・(4/9) 国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- ・(3/27) 人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請
- ・(3/9) ライバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請
- ・(3/3) 各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（札幌商工会議所には秋元市長から会頭へ要請書手交）
- ・(2/27) 各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮の要請（札幌商工会議所には専務理事に対し、村山局長から要請書手交）
- ・(1/30以降適宜) 中央卸売市場場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送

#### ○環境局

- ・(7/9) 大型ごみ収集センター受付時間を、7月10日より通常時間（9:00～16:30）に変更することを市公式HPに掲載。
- ・(5/19) 大型ごみ収集センター受付時間の短縮（5月21日開始、9:00～16:30を10:00～16:30に変更）について、市公式HPに掲載
- ・(5/13) 「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載
- ・(5/8) 新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに記載
- ・(5/8) 家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知
- ・(4/30) 使用済みマスクなどの廃棄について（2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底）市公式HPに掲載
- ・(3/7) 使用済みマスクなどの廃棄について（飛散防止のためごみ袋の封の徹底）市公式HPに掲載

#### ○建設局

- ・(7/7) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用



に伴う道路占用の取扱いについて市公式 HP に掲載

- ・ (5/30) ていねプールの営業中止について市公式 HP に掲載
- ・ (5/15) 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式 HP に掲載
- ・ (4/16) 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式 HP に掲載
- ・ (4/8) 中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式 HP に掲載
- ・ (3/27) 円山公園、平岡公園の花見期間について宴会利用の自粛要請を市公式 HP に掲載
- ・ (3/5) 道路維持除雪共同企業体等に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について」の依頼文により適切な措置を講じるよう依頼

#### ○都市局

- ・ (4/23) 解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局 HP に掲載
- ・ (3/11) 来庁せずに行える手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨を市都市局 HP に掲載

#### ○水道局

- ・ (3/24) 市民に対し市水道局 HP にて、新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いの相談窓口について周知
- ・ (3/2) 市民に対し市水道局 HP にて、感染症に関連した水道水の安全性について呼びかけ

#### ○交通局

- ・ (3/7～) ポラリス車内での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・ (3/4～) 路面電車停留場での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・ (2/27～) 新型コロナウイルス Q&A ポスター掲示
- ・ (2/8～) 予防啓発ポスターの掲示
- ・ (2/3～) 外国人旅行者向けコールセンター設置チラシ掲示（英中韓）
- ・ (1/31～) 大通駅地下1階柱・デジタルサイネージ（スノービジョン）での啓発
- ・ (1/30～) 駅構内放送、ホーム天井設置・旅客案内表示器（LED）によるテロップ表示
- ・ (1/30～) 路面電車停留場とポラリス車内での啓発

#### ○消防局

- ・ (3/6) 来庁せずに行える手続きについて市消防局 HP に掲載

#### ○病院局

- ・ (3/23) 新型コロナウイルス等、院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更する旨同院 HP に掲載
- ・ (3/13) 市立札幌病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、市立札幌病院 HP に掲載

市有施設の状況(2020.8.26時点)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
文教施設	中央	札幌市公文書館	2020.4.17～2020.6.10	2020.6.11	閲覧室の利用時間は当面の間午前9時30分から午後4時30分まで(資料の利用請求等の受付は午後4時まで)。閲覧室利用者は来館日時について要事前連絡。 6月16日より一般開放を再開。 フール探検室は引き続き利用停止。その他、利用人数や利用目的に応じて制限あり。	総)公文書館(521-0205) 総)国際部交流課(211-2032)
スポーツ施設	白石	札幌国際交流館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		政)都心まちづくり課(211-2692) 市)アイヌ施策課(211-2277) 市)アイヌ施策課(連絡先:札幌市アイヌ文化交流センター596-5961) 市)区政課(211-2252)
その他	中央	大通情報ステーション	2020.3.2～2020.4.3 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		
その他	白石	札幌市共同利用館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		
その他	南	アイヌ文化交流センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は休館日 当面の間、団体予約は200名まで 利用人数など一部制限あり	
その他	全区	区民センター(計10施設)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		
その他	全区	地区センター(計24施設)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	
その他	北	地区集会所(篠路)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	
その他	北	篠路コミュニティセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	
その他	厚別	札幌市厚別中央市民交流広場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	
その他	清田	札幌市清田市民交流広場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	
その他	南	地区集会所(定山溪)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	
その他	手稲	手稲コミュニティセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	
その他	白石	札幌市計量検査所(定額検査センター)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室利用は定員の半分の半以下 機器などの利用に一部制限あり	市)札幌市計量検査所(846-6681) 市)市民活動促進担当課(211-2964) 市)市民活動促進担当課(211-2964) 市)消費生活課(211-2245)
その他	中央	市民活動プラザ(望園(貸室))	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		
その他	北	札幌市民活動サポートセンター(札幌エルプラザ 2階)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月19日より事前の電話相談後の来所相談を再開	
その他	北	札幌市消費者センター(札幌エルプラザ 2階)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		
文教施設	北	札幌市男女共同参画センター(札幌エルプラザ1、3、4階)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室収容数に制限あり 物品等について一部貸出制限あり	市)男女共同参画課(211-2962)
文教施設	中央	旧札幌農学校演武場(時計台)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	中央	豊平館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	中央	旧水山武西郎邸及び旧三菱鉱業寮	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	清華亭	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	新琴似屯田兵中隊本部	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	屯田郷土資料館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	東	札幌村郷土記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	豊平	つきさつふ郷土資料館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.3	6月1日・2日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	豊平	福住開拓記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化財課(211-2312)
文教施設	南	旧黒岩家住宅(旧薫舞通行屋)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	市)文化財課(211-2312)
文教施設	西	琴似屯田兵村兵屋跡	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化財課(211-2312)
文教施設	西	手稲記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数・利用目的など一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	東	丘珠縄文遺跡	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示に一部制限あり 体験メニューは8月8日から一部再開。団体利用休止	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
文教施設	中央	埋蔵文化財センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	展示に一部制限あり 団体利用休止	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
文教施設	中央	旧札幌控語隊(札幌市資料館) ※ おおはら昌昌記念室、SIAFラウンジを含む	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市民交流プラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌コンサートホール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市教育文化会館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市民ギャラリー	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	あけほのアート&コミュニティセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	豊平	さっぽろ天神山アースタジオ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	利用人数に一部制限あり 滞在スタジオ:道内在住者は7月10日から、国内在住者は8月1日から利用再開。	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌美術館の森(子どもアトリエ)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
レジャー・観光施設	南	礼拝芸術の森(工芸館)	2020.2.29～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	礼拝芸術の森(有島武郎旧邸)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	礼拝芸術の森(アトホール)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	礼拝芸術の森(野外ステージ)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	礼拝芸術の森(アトリエ、ロッジ)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	北	情報センター(札幌エルプラザ 1階)	2020.3.1～2020.6.30	2020.7.1	市)男女共同参画課(211-2962)	市)文化振興課(211-2261)
その他	西	ターミナルプラザとにハトス	2020.2.23～未定	2020.6.22 未定	市)文化振興課(211-2261)	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	中央	本郷新記念札幌彫刻美術館	2020.4.14～2020.5.25	2020.5.26	○(貸館)新規利用申込の受付は6月2日再開 ○利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	礼拝芸術の森(屋内美術館)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	礼拝芸術の森(屋外美術館)	2020.4.14～2020.5.25	2020.5.26		市)文化振興課(211-2261)
文教施設	豊平	博物館活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 展示等にご一部制限あり	市)文化振興課博物館担当係(374-5002)
スポーツ施設	中央	北ガスアリーナ札幌46	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中島体育センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	円山総合運動場 (陸上競技場、補助競技場、球場、庭球場)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	大倉山ジャンプ競技場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	宮の森ジャンプ競技場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	荒井山ジャンプ	2020.5.20～2020.5.31 (～5.19は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中島公園庭球場	2020.5.1～2020.5.31 (～4.30は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
文教施設	中央	札幌オリンピックコミュニティアム	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	北	北区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	北	陸生球場 (庭球場含む)	2020.4.29～2020.5.31 (～4.28は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東区体育館	2020.4.14～2020.12.28 (5.1～工事休館)	未定	改修工事のため12月28日まで休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	美香保体体育館 (公園野球場含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	スポーツ交流施設(つどむ) (庭球場、ハーモコゴルフ場、球技場等含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	改修工事のため令和3年1月31日まで屋内のみ利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東雁菜公園サッカー場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石区体育館	2020.4.20～2020.5.31 (～4.19は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別公園隣接球場 (補助競技場含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 主観技場は工事のため利用開始時期未定	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	豊平区体育館 (付属野球場含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	豊平公園温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	平岸プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	月寒体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は、6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。 改修工事のため7月1日～9月15日はスケートリンクのみ利用 休止	ス)施設課(211-3045)

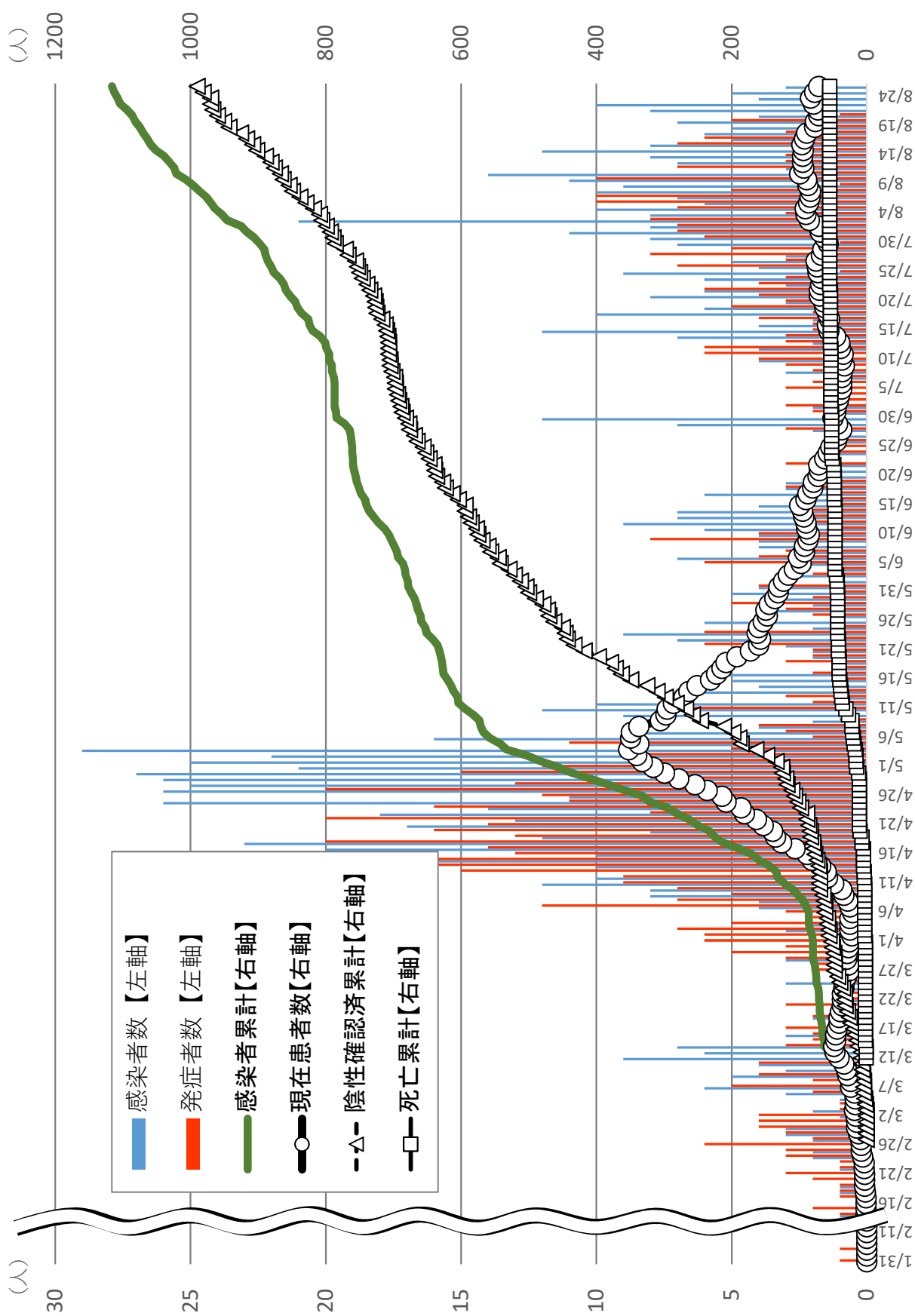
施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
スポーツ施設	豊平	月寒屋外競技場 (ラグビー場、庭球場、弓道場)	2020.4.29～2020.5.31 (～4.29は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	どうぎんカーリングスタジアム	2020.4.14～2020.5.31 (～6.30は水張替休館)	2020.7.1	水張替のため6月30日まで休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	平岸庭球場	2020.4.29～2020.5.31 (～4.29は供用期間外)	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	札幌ドーム	2020.4.14～2020.5.31 (～4.29は供用期間外)	2020.6.1	6月1日以降、準備ができた施設から再開	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	清田	清田区体育館・温水プール	2020.4.14～2020.5.31 (6.15～工事休館)	2020.6.1	改修工事のため6月15日～令和3年3月末は休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	清田	白旗山競技場	(～5.31は供用期間外)	2020.6.16	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	南	南区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	南	藤野野外スポーツ交流施設 (フリス)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり。BBQコーナーは利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	西	西区体育館・温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	西	宮の氷屋内競技場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月16日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	手稲区体育館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	手稲晴温水プール	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。 採暖室は引き続き利用休止	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	星置スケート場	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一般開放は6月15日から再開。利用人数など一部制限あり。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中央健康づくりセンター	2020.2.28～2020.6.1 ※教室は2.26から中止 ※健診は4.1～4.13再開	2020.6.2	6月2日より健診業務を再開し、6月16日よりトレーニング室を再開(教室は7月7日より順次再開)	保)保健所健康企画課(622-5153)
福祉施設	中央	社会福祉総合センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月1日から再開。貸会議室は利用人数を制限する(各室定員の50%以下)。	保)地域福祉推進担当課(211-2932)
福祉施設	中央	中央老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。8月から3密の回避が可能な教養講座、サークル活動を順次再開。囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	北	北老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。8月から3密の回避が可能な教養講座、サークル活動を順次再開。囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	東	東老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。8月から3密の回避が可能な教養講座、サークル活動を順次再開。囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	白石	白石老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。8月から3密の回避が可能な教養講座、サークル活動を順次再開。囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	厚別	厚別老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。8月から3密の回避が可能な教養講座、サークル活動を順次再開。囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	豊平	豊平老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。8月から3密の回避が可能な教養講座、サークル活動を順次再開。囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	清田	清田老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。8月から3密の回避が可能な教養講座、サークル活動を順次再開。囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	南	南老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。8月から3密の回避が可能な教養講座、サークル活動を順次再開。囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保)高齢福祉課(211-2976)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
福祉施設	南	保養センター駒岡	2020.3.2～2020.6.15	2020.6.16	宿泊・休憩、レストラン、パークゴルフ場、教養講座(産学・経運動)、麻雀等一部再開。教養講座(券声)、囲碁、カラオケ等は引き続き休止。	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	西	西老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。8月から3密の回避が可能な教養講座、サークル活動を順次再開。囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	手稲	手稲老人福祉センター	2020.3.2～2020.6.18	2020.6.19	ロビー開放、生活相談事業、健康相談事業等を再開済み。7月10日から浴室再開(人数制限あり)。8月から3密の回避が可能な教養講座、サークル活動を順次再開。囲碁、卓球、機能回復訓練室等は引き続き休止。	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	中央	視聴覚障がい者情報センター(貸室)	2020.2.25～2020.6.14	2020.6.15	・点字図書・録音図書の郵送貸出は従前より短縮対応(貸出受付時間短縮対応:火・水・金 8時45分～15時30分) ・一部の事業を6月15日より再開 ・新着貸室受付6月15日より再開(ただし利用人数等の制限あり)	保) 身体障害者更生相談所(631-6747)
福祉施設	西	身体障害者福祉センター	2020.4.14～2020.6.21	2020.6.22	6月22日から再開。利用人数など一部制限あり。※詳細については、施設HPでご確認ください。指定管理者札幌市身体障害者福祉協会(641-8830)にお問い合わせください。	保) 身体障害者更生相談所(641-8852)
スポーツ施設	東	東健康づくりセンター	2020.2.28～2020.6.15 ※教室は2.26から中止	2020.6.16	6月16日よりトレーニング室を再開(教室は7月14日より順次再開)	保) 保健所健康企画課(622-5153)
スポーツ施設	西	西健康づくりセンター	2020.2.28～2020.6.15 ※教室は2.26から中止	2020.6.16	6月16日よりトレーニング室を再開(教室は7月12日より順次再開)	保) 保健所健康企画課(622-5153)
文教施設	中央	札幌市子ども形劇場こぐま座	2020.2.28～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日。利用人数など一部制限あり。7月11日より公演を再開。	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	中央	若者支援総合センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
文教施設	東	札幌市子どもの劇場やまびこ座	2020.2.28～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日。利用人数など一部制限あり。7月4日より公演を再開。	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	東	アカンア若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	白石	ボラ若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	豊平	豊平若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	西	豊の若者活動センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	中央	まちなかキッズサロンおどりんこ	2020.3.2～2020.6.14	2020.6.15	利用に一部制限あり	子) 子育て支援課(211-2988)
福祉施設	全区	児童会館・ミニ児童会館(計200施設)	2020.2.28～2020.6.13	2020.6.15	6月14日は通常休館日。 6月19日より至急事業再開。	子) 放課後児童担当課(211-2989)
その他	厚別	札幌市エレクトロニクスセンター	2020.4.13～5.31	2020.6.1	講堂のスポーツ利用は引き続き休止 利用人数など一部制限あり	経) IT・イノベーション課(211-2379)
レジャー・観光施設	中央	さっぽろテレビ塔	2020.3.2～2020.6.5	2020.6.6	※関係団体の所管する施設 1～3階はすでに営業再開。展望台は営業時間を短縮して6月6日より再開(10時00分～20時00分)	経) 観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	中央	札幌もいっしょ山ロープウェイ	2020.3.16～2020.5.31	2020.6.1	※関係団体の所管する施設 6月12日までは営業時間を短縮する、時間を短縮	経) 観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	北	北海道さっぽろ観光案内所	2020.4.18～2020.5.31	2020.6.1	10時00分～17時30分(通常8時30分～20時00分までのところ、時間を短縮)	経) 観光・MICE推進課(211-2376)
その他	白石	札幌コンベンションセンター	2020.4.15～2020.5.31	2020.6.1	利用人数など一部制限あり	経) 観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	豊平	さっぽろさか丘展望台	2020.3.2～2020.5.31	2020.6.1	※関係団体の所管する施設	経) 観光・MICE推進課(211-2376)
その他	白石	札幌市産業振興センター	2020.4.16～2020.5.31	2020.6.1	利用人数・利用目的など一部制限あり	経) 経済企画課(211-2352)
レジャー・観光施設	東	サッポロ子どもランド	2020.4.1～2020.5.31	2020.6.1	炊事広場は令和2年度の利用中止。	経) 農政課(211-2406)
レジャー・観光施設	南	藻岩山笠山若者体験所	2020.4.20～2020.6.18	2020.6.19		経) 観光・MICE推進課(211-2376)
その他	中央	札幌市中央卸売市場(市場見学、調理実習室のみ)	2020.2.25～未定	未定	市場見学、調理実習室(貸室)の休止	経) 中央卸売市場管理課(611-3111)
スポーツ施設	北	札幌サンブラザ温水プール	2020.4.13～2020.8.16	2020.8.17	緊急メンテナンスのため、6月1日以降も当面の間休止しているが、作業完了し、8/17(月)から再開	札幌サンブラザ(717-2711)
レジャー・観光施設	北	札幌市環境プラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	7月10日からイベント、見学ツアー等を再開。見学ツアーは、申込者と感染症予防対策を協議の上実施。	環) 環境政策課(211-2877)
レジャー・観光施設	中央	円山動物園	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.3	7月1日より感染症予防対策を講じたうえで全面オープン	環) 経営管理課(621-1426)
その他	西	札幌市リサイクルプラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する。	環) 循環型社会推進課(211-2928)
その他	厚別	札幌市リユースプラザ(厚別地区リサイクルセンター含む)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する。	環) 循環型社会推進課(211-2928)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
その他	各区	各地区リサイクルセンター	2020.5.7～2020.5.31	2020.6.1	中央・北・西地区リサイクルセンター一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する。	
スポーツ施設	全区	公園内の運動施設(野球場、テニスコート、パークゴルフ場等)	(冬期利用休止)～2020.5.31	2020.6.1		環境循環型社会推進課(211-2928)
レジャー・観光施設	中央	旭山記念公園(森の家・レストハウス)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	北	百合が原公園(緑のセンター、リリートレイン駅舎、世界の産園)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	東	モエレ沼公園(ガラスのピラミッド、フィールドハウス)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	豊平	豊平公園緑のセンター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日	建)みどりの管理課(211-2536)
その他	清田	平面樹芸センター(講義室、休憩所)	2020.4.29～2020.5.31	2020.6.2	4月29日からの開園を延期する形での開園	建)みどりの管理課(211-2536)
文教施設	南	札幌市豊平川さけ科学館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日 6月1日は通常休館日 さかな館は天候に応じて休館の場合あり。	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	南	エドウィン・ダン記念館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	6月15日より一般開放開始	建)みどりの管理課(211-2536)
スポーツ施設	西	農芸公園ツインキヤップ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	プール・浴室は6月16日より開放	建)みどりの管理課(211-2536)
スポーツ施設	白石	川下公園リラックスプラザ	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	令和2年度は営業中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	手稲	ていねプール	-	営業中止	令和2年度は営業中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	各公園内の水遊び場	-	利用中止	令和2年度は利用中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	各公園内の炊事広場	-	利用中止	令和2年度は利用中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	公園内の駐車場(計18施設)	2020.5.2～2020.5.25	2020.5.26	小金湯さくらの森は4月25日からの開園を延期する形での閉鎖、平面樹芸は4月29日より閉鎖、天神山緑地は6月15日より閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
文教施設	北	札幌市下水道科学館	2020.2.28～2020.4.6	2020.6.1	一部展示は利用休止 ※4月13日は通常の休館日	下)経営企画課(818-3452)
スポーツ施設	東	伏古川水再生プラザ内運動施設(テニスコート)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		下)創成川水処理センター(736-6390)
スポーツ施設	市外	茨戸水再生プラザ内運動施設(野球場)	(冬期利用休止)～2020.5.31	2020.6.1		下)創成川水処理センター(736-6390)
スポーツ施設	手稲	手稲水再生プラザ内運動施設(野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	(冬期利用休止)～2020.5.31	2020.6.1		野球場、テニスコート:下)新川水処理センター(611-5314) パークゴルフ場、手)地域振興課(681-2445)
スポーツ施設	西	新川水再生プラザ内運動施設(野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	野球場:2020.4.14～2020.5.31 テニスコート、パークゴルフ場: (冬期利用休止)～2020.5.31	2020.6.1		野球場、テニスコート:下)新川水処理センター(611-5314) パークゴルフ場、西)維持管理課(667-3201)
その他	全区	直営集会所(計34施設)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	当面の間、利用人数は定員の50%に制限	都)住宅課(211-2806)
文教施設	中央	札幌市水道記念館	2020.4.11～2020.6.1	2020.6.2	展示物、展示コーナーの一部のみ開放 団体の受け入れ、藻岩浄水場見学は当面休止	水)企画課(211-7014)
文教施設	白石	札幌市民防災センター	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	一部の体験コーナーは休止、利用可能なコーナーについては、同時利用人数などに制限あり。	消)総務部総務課(215-2010)
レジャー・観光施設	清田	清田中央・みどりパークゴルフ場	(冬期閉鎖を延長)～2020.5.31	2020.6.1	本来のオープン日は令和2年4月29日	清)総務企画課(889-2006)
文教施設	西	視聴覚センター	2020.3.1～2020.3.31 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1		教)学校教育委員会(671-3249)
文教施設	南	北方自然教育園	2020.3.1～2020.4.6 2020.4.14～2020.5.31	2020.6.2	6月1日は通常休館日。一部事業・貸室の人数制限、→6月19日から屋内は定員の50%以下、屋外は十分な間隔に緩和。	教)学校教育委員会(211-3802)
文教施設	中央	カナモトホール(札幌市長ホール)	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸ホール・貸室の利用人数制限(100人以下かつ定員の50%以下)。→6月19日より定員の50%以下に緩和。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	中央	札幌市天文台	2020.4.14～2020.6.1	2020.6.2	6月1日は通常休業日。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	厚別	札幌市青少年科学館	2020.4.14～2020.6.1	2020.6.2	展示を一部休止。プラネタリウムは入場制限(50人)。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	豊平	札幌市月寒公民館	2020.4.14～2020.5.31	2020.6.1	貸室の利用人数制限(100人以下かつ定員の50%以下)。→6月19日から定員の50%以下に緩和。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)

施設種別	区	施設名	休館期間	開館・利用再開日	備考欄	施設所管課(連絡先)
文教施設	西	札幌市生涯学習センター	2020.4.14~2020.5.31	2020.6.1	貸室の利用人数制限(100人以下かつ定員の50%以下)一6月19日から定員の50%以下に緩和。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	南	札幌市定山深自然の村	2020.4.14~2020.5.31	2020.6.1	コテージやテントの一部利用を制限。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
文教施設	南	札幌市青少年山の家	2020.3.1~2020.7.10	2020.7.11	5月28日公園内に熊の侵入を確認。施設が位置するすすの丘公園を所管する開発局にて調査・点検を終え、安全が確認されたことに伴い、7月11日から営業再開。	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
文教施設	全区	図書館(計47施設)	2020.3.1~2020.3.31 2020.4.14~2020.5.25	2020.5.26	6月11日からは、本棚の本や視聴覚資料を直接選んで貸し出すことを再開。館内にとどまって本を読むことやカウンターでの調査相談は休止。 6月25日からは館内閲覧・対面での調査相談を再開(施設により一部利用制限あり)。 7月16日からは読書室・閲覧室を開放。(施設により一部利用制限あり)。	教)中央図書館利用サービス課(512-7320)

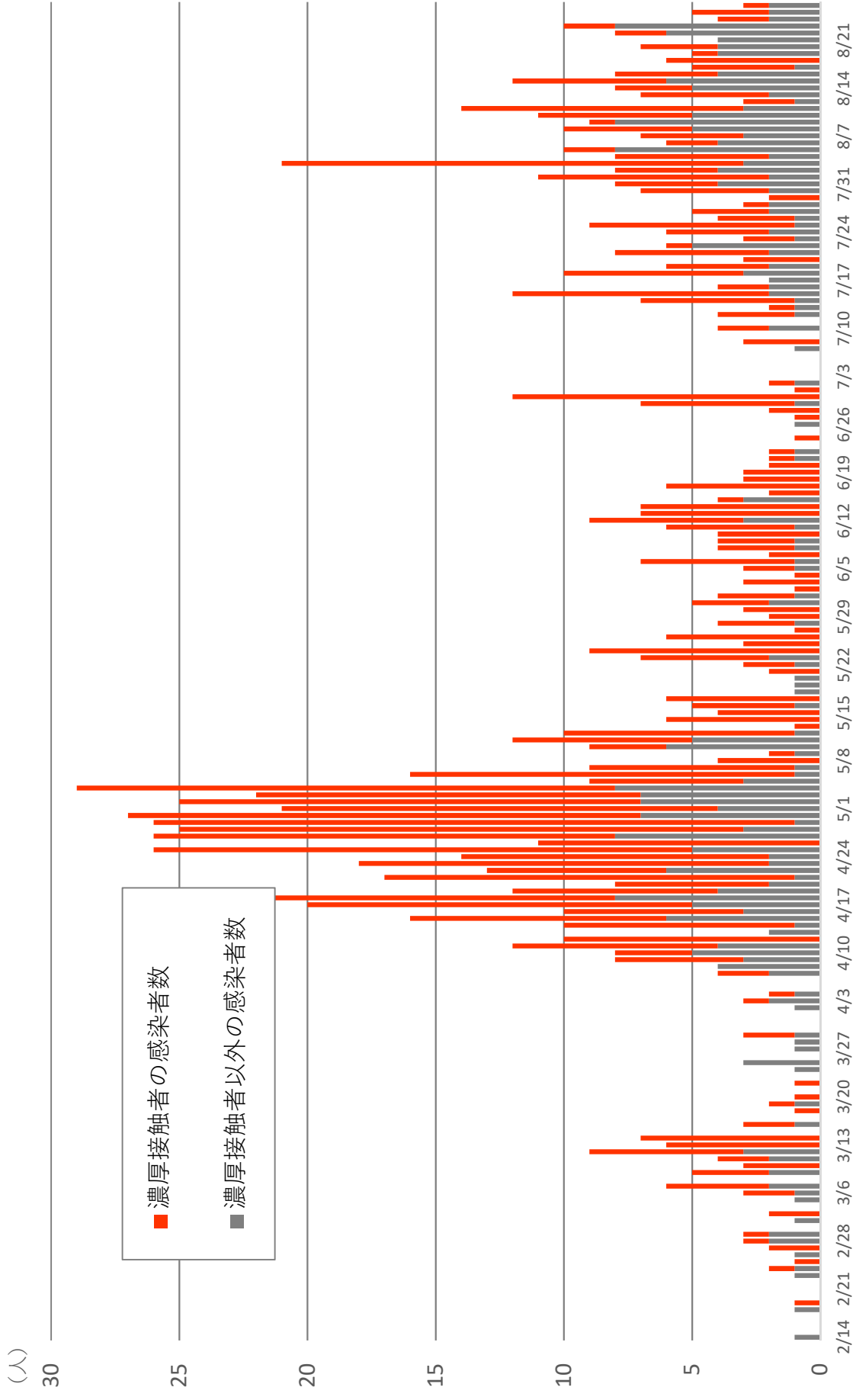
# 札幌市における発症状況（8月26日現在）



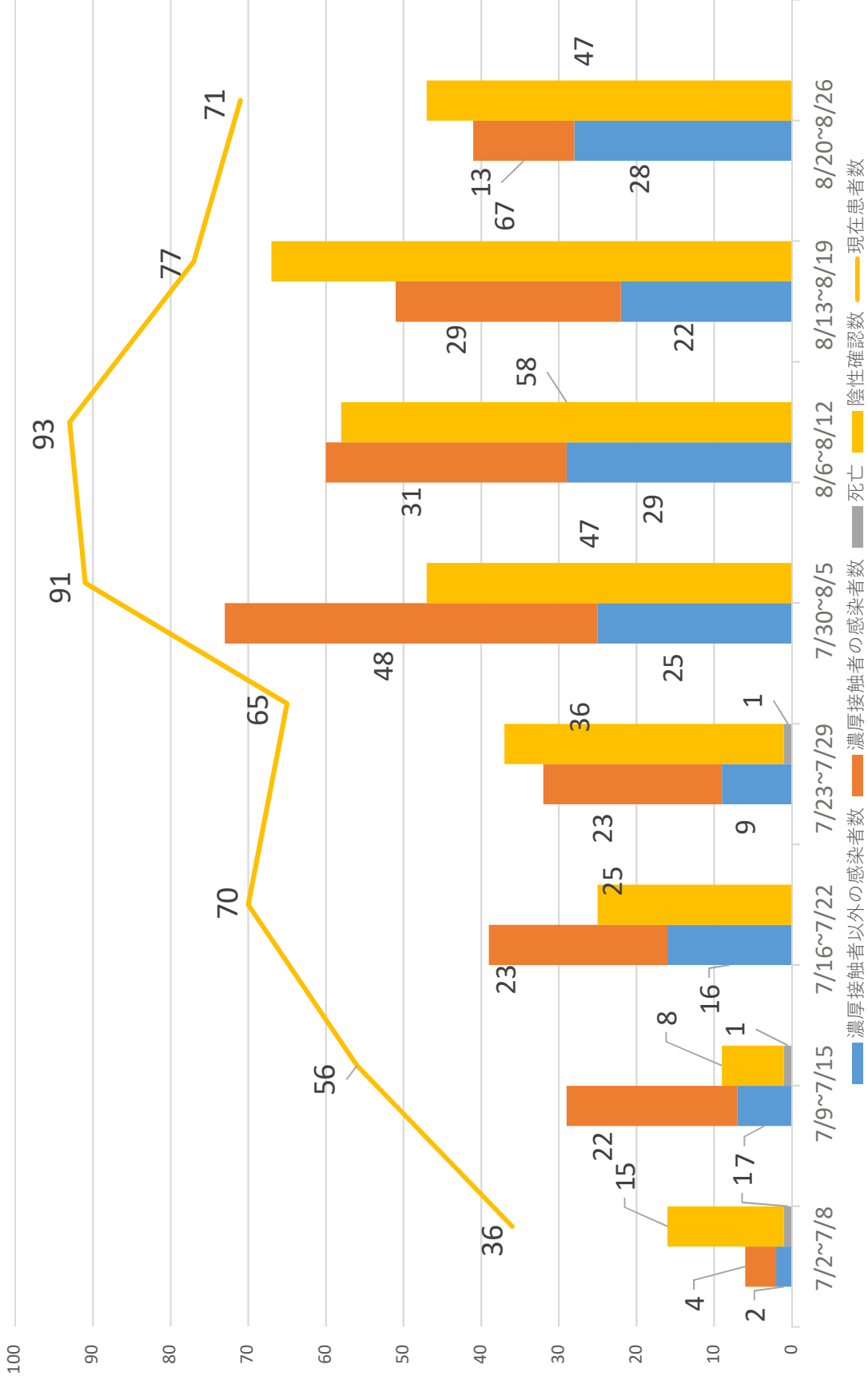
※発症者数には調査中等のため未計上分あり



## 札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（8月26日現在）



## 市内感染者数推移



&lt;8/6~8/12&gt;

新規感染者数				
	リンクあり	リンクあり		リンクなし
		クラスター	クラスター以外	
60	31	9	22	29

帰国者・接触者外来 及び PCR検査センターの採取検体数
1072

&lt;8/13~8/19&gt;

新規感染者数				
	リンクあり	リンクあり		リンクなし
		クラスター	クラスター以外	
51	29	5	24	22

帰国者・接触者外来 及び PCR検査センターの採取検体数
1053

&lt;8/20~8/26&gt;

新規感染者数				
	リンクあり	リンクあり		リンクなし
		クラスター	クラスター以外	
41	13	3	10	28

帰国者・接触者外来 及び PCR検査センターの採取検体数
1069

※ 最終日分は未反映

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

## 第 2 2 回 本 部 会 議

日時：令和2年8月25日（火）17時00分～

場所：本庁3階テレビ会議等

### 1 開 会

### 2 議 事

- ・新型コロナウイルス感染症について（報告事項）
- ・イベントの開催制限について（協議事項）
- ・新しい警戒ステージについて（協議事項）

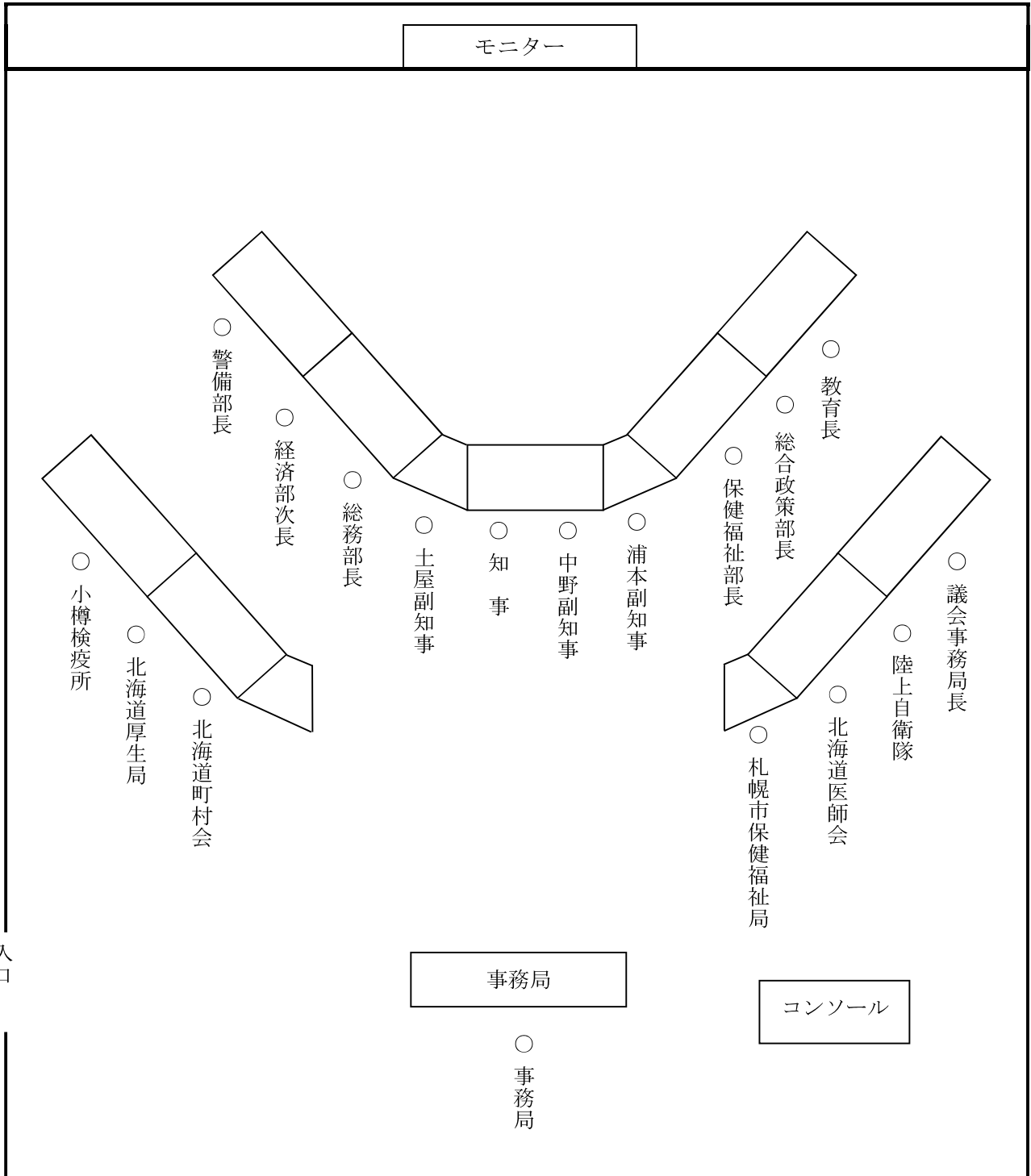
### 3 閉 会

資料 1	新型コロナウイルス感染症について
資料 2	6月以降の段階的緩和
資料 3 - 1	今後想定される感染状況と対策について (新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)
資料 3 - 2	「新しい警戒ステージ」について



# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕  
令和2年(2020年)8月25日(火)



## 第22回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年8月25日(火) 17:00~

場所:本庁3階 テレビ会議室

### (本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮 介
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	平 野 正 明
	職 員 監	松 浦 英 則
	危 機 管 理 監	野 村 聡
総合政策部	部 長	倉 本 博 史
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
	地 域 振 興 監	佐 々 木 徹
	交 通 政 策 局 長	菅 原 裕 之
環境生活部	環 境 生 活 部 総 務 課 長	高 橋 奉 己
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 課 長	酒 井 隆
	ア イ ヌ 政 策 監	長 橋 聡
保健福祉部(総合調整員)	部 長	三 瓶 徹
	少 子 高 齢 化 対 策 監	京 谷 栄 一
経済部	次 長	渡 邊 宏 和 彦
	観 光 局 長	佐 藤 昌 俊
	食 産 業 振 興 監	谷 岡 俊 則
農政部	農 政 部 長	小 田 原 輝 和
	食 の 安 全 推 進 監	宮 田 大
水産林務部	次 長	辻 井 宏 文
建設部	部 長	小 林 敏 克 弘
	建 築 企 画 監	長 浜 光 弘
出納局	会 計 管 理 者	三 井 真
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐 々 木 誠 也
道立病院局	道 立 病 院 部 長	粟 井 是 臣
議会事務局	局 長	近 藤 晃 司
北海道教育委員会	教 育 長	小 玉 俊 宏
北海道警察本部	警 備 部 長	高 島 明 紀

### (地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	副 局 長	土 屋 節 子
石狩振興局	局 長	佐 藤 則 子
後志総合振興局	局 長	北 谷 啓 幸 一
胆振総合振興局	副 局 長	須 田 一
日高振興局	局 長	北 村 英 則 史
渡島総合振興局	局 長	鳴 海 拓 史
檜山振興局	局 長	永 山 秀 明
上川総合振興局	局 長	中 島 俊 明
留萌振興局	局 長	宇 野 稔 弘
宗谷総合振興局	副 局 長	岩 田 伸 正
オホーツク総合振興局	局 長	橋 本 智 史
十勝総合振興局	局 長	水 戸 部 裕
釧路総合振興局	局 長	山 口 修 司
根室振興局	局 長	遠 藤 俊 充
東京事務所	所 長	森 隆 司

### (オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	健 康 福 祉 部 長	里 平 倫 行
陸上自衛隊北部方面総監部	防 衛 課 長	田 村 秀 樹
小樽検疫所	次 長	穴 釜 浩 一
札幌市保健福祉局 保健所	健 康 企 画 課 長	鈴 木 信 一
旭川市保健所	健 康 推 進 課 長	伊 藤 豊
函館市保健所	所 長	山 田 隆 良
一般社団法人北海道医師会	事 務 局 長	安 達 督
北海道町村会	事 務 局 長	山 内 康 弘

# 新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2. 8. 25）

## 1 発生の状況

- (1) 道内の発生状況及び検査の状況  
別紙のとおり
- (2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）  
8月24日0時までに確認されている感染者は62,507例  
入院治療等を要する者11,846名、死亡者は1,181名

## 2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者をとりまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間は瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。



- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
- (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
- (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛

等の協力要請」などを明記。

- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。(4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで)
- (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7道府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県(13都道府県)」として明記。
- (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
- (47) 4月22日、専門家会議見解(「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」)
- (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化(入国拒否を87の国と地域に拡大(4月29日から適用))。
- (49) 5月1日、専門家会議見解(「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」)
- (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (52) 5月4日、専門家会議見解(「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)
- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
- (54) 5月14日、専門家会議見解(「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など)
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(一部解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(関西3府県が解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
- (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3

週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。

- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (63) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (64) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用開始。
- (65) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (66) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (67) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (68) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (69) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催し、大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。
- (70) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。
- (71) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。
- (72) 8月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）及び分科会（第6回）開催。
- (73) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。  
大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。

### 3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
  - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
    - Q & A、休日夜間の電話対応開始
    - 道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
  - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
    - 1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
    - 1月23日、観光関係団体等
    - 1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
    - 1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
    - 2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
  - (ウ) 保健所等による相談対応
    - 1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日	庁議	
1月24日	緊急保健所長会議	
1月24日	感染症危機管理対策本部幹事会開催	
1月28日	〃	本部設置、第1回本部会議開催
1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催

(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

(7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)  
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派

遣を受ける。

- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。  
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。
- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休

- 館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
  - (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
  - (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
  - (33) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
  - (34) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
  - (35) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
  - (36) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
  - (37) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
  - (38) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
  - (39) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
  - (40) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
  - (41) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
  - (42) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
  - (43) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
  - (44) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
  - (45) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
  - (46) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
  - (47) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
  - (48) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
  - (49) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
  - (50) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
  - (51) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
  - (52) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
  - (53) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
  - (54) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
  - (55) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。

- (56) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (57) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
- (58) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
- (59) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
- (60) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
- (61) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。
- (62) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（実施期間6月16日～7月6日）。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
- (64) 6月19日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（実施期間6月19日～7月5日）。
- (65) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
- (66) 7月5日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施期間を延長（実施期間6月19日～7月22日）。
- (67) 7月6日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）を解除（実施期間6月16日～7月6日）。
- (68) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
- (69) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
- (70) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
- (71) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。
- (72) 7月22日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施期間を8月11日まで延長。
- (73) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
- (74) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (75) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第1回）開催。
- (76) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第2回）開催。
- (77) 8月7日、上川総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（実施期間8月7日～8月27日）。
- (78) 8月11日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施期間を8月31日まで延長。
- (79) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第3回）開催。

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1515	8/7	30代	男性	石狩振興局管内	調査中
1516	8/7	40代	男性	石狩振興局管内（千歳市）	調査中
1517	8/7	40代	男性	釧路総合振興局管内	調査中
1518	8/7	50代	男性	釧路総合振興局管内	調査中
1519	8/7	非公表	非公表	非公表	あり
1520	8/7	非公表	非公表	非公表	あり
1521	8/7	非公表	非公表	非公表	あり
1522	8/7	非公表	男性	札幌市	なし
1523	8/7	20代	女性	札幌市	なし
1524	8/7	非公表	非公表	札幌市	あり
1525	8/7	非公表	非公表	札幌市	なし
1526	8/7	60代	男性	旭川市	調査中
1527	8/7	50代	男性	旭川市	調査中
1528	8/7	40代	女性	旭川市	調査中
1529	8/8	非公表	非公表	空知総合振興局管内	調査中
1530	8/8	40代	男性	釧路総合振興局管内	調査中
1531	8/8	非公表	男性	札幌市	なし
1532	8/8	非公表	非公表	非公表	あり
1533	8/8	30代	男性	札幌市	あり
1534	8/8	80代	男性	札幌市	なし
1535	8/8	20代	男性	札幌市	なし
1536	8/8	20代	女性	札幌市	あり
1537	8/8	40代	女性	札幌市	あり
1538	8/8	20代	女性	札幌市	あり
1539	8/8	40代	男性	非公表	なし
1540	8/8	20代	女性	札幌市	なし
1541	8/8	60代	女性	旭川市	調査中
1542	8/9	20代	非公表	札幌市	なし
1543	8/9	30代	男性	札幌市	なし



1544	8/9	非公表	男性	札幌市	なし
1545	8/9	非公表	男性	札幌市	なし
1546	8/9	20代	男性	札幌市	なし
1547	8/9	40代	男性	札幌市	なし
1548	8/9	20代	女性	札幌市	なし
1549	8/9	非公表	男性	札幌市	なし
1550	8/9	40代	男性	札幌市	あり
1551	8/9	50代	女性	空知総合振興局管内	調査中
1552	8/9	非公表	男性	釧路総合振興局管内	調査中
1553	8/10	20代	男性	札幌市	あり
1554	8/10	30代	男性	札幌市	なし
1555	8/10	60代	女性	札幌市	あり
1556	8/10	非公表	非公表	非公表	あり
1557	8/10	30代	男性	札幌市	なし
1558	8/10	50代	女性	札幌市	あり
1559	8/10	30代	男性	札幌市	なし
1560	8/10	非公表	非公表	札幌市	あり
1561	8/10	30代	女性	札幌市	あり
1562	8/10	20代	男性	札幌市	なし
1563	8/10	50代	女性	札幌市	なし
1564	8/10	非公表	女性	空知総合振興局管内	調査中
1565	8/10	非公表	女性	釧路総合振興局管内	調査中
1566	8/11	非公表	女性	札幌市	あり
1567	8/11	非公表	非公表	札幌市	あり
1568	8/11	20代	女性	札幌市	なし
1569	8/11	非公表	非公表	札幌市	あり
1570	8/11	20代	女性	札幌市	あり
1571	8/11	20代	男性	札幌市	あり
1572	8/11	30代	女性	札幌市	あり

1573	8/11	20代	女性	札幌市	なし
1574	8/11	50代	男性	札幌市	なし
1575	8/11	20代	女性	札幌市	あり
1576	8/11	20代	男性	札幌市	あり
1577	8/11	20代	女性	札幌市	あり
1578	8/11	20代	男性	札幌市	あり
1579	8/11	40代	男性	札幌市	あり
1580	8/12	30代	女性	札幌市	あり
1581	8/12	非公表	男性	札幌市	あり
1582	8/12	30代	男性	札幌市	なし
1583	8/12	40代	男性	十勝総合振興局管内（大樹町）	調査中
1584	8/13	非公表	非公表	非公表	あり
1585	8/13	非公表	非公表	非公表	あり
1586	8/13	非公表	非公表	非公表	あり
1587	8/13	50代	男性	札幌市	あり
1588	8/13	20代	女性	札幌市	なし
1589	8/13	40代	女性	札幌市	なし
1590	8/13	20代	女性	札幌市	あり
1591	8/13	20代	男性	石狩振興局管内	調査中
1592	8/13	50代	男性	後志総合振興局管内	調査中
1593	8/13	非公表	非公表	十勝総合振興局管内	調査中
1594	8/14	50代	男性	札幌市	なし
1595	8/14	20代	女性	札幌市	なし
1596	8/14	30代	男性	札幌市	なし
1597	8/14	60代	女性	札幌市	あり
1598	8/14	60代	男性	札幌市	あり
1599	8/14	20代	男性	札幌市	なし
1600	8/14	40代	男性	札幌市	なし
1601	8/14	20代	男性	札幌市	あり

1602	8/14	20代	女性	空知総合振興局管内（岩見沢市）	調査中
1603	8/14	60代	男性	石狩振興局管内	調査中
1604	8/14	60代	女性	石狩振興局管内	調査中
1605	8/14	30代	男性	胆振総合振興局管内	調査中
1606	8/15	70代	女性	札幌市	あり
1607	8/15	非公表	非公表	非公表	あり
1608	8/15	非公表	非公表	札幌市	なし
1609	8/15	40代	男性	札幌市	なし
1610	8/15	30代	男性	札幌市	なし
1611	8/15	80代	女性	札幌市	あり
1612	8/15	20代	男性	札幌市	なし
1613	8/15	30代	女性	札幌市	あり
1614	8/15	20代	男性	札幌市	あり
1615	8/15	50代	男性	非公表	なし
1616	8/15	80代	女性	札幌市	あり
1617	8/15	30代	男性	札幌市	なし
1618	8/15	10代	女性	東京都	調査中
1619	8/15	50代	男性	十勝総合振興局管内	調査中
1620	8/16	非公表	非公表	札幌市	あり
1621	8/16	20代	女性	札幌市	あり
1622	8/16	非公表	女性	札幌市	なし
1623	8/16	30代	女性	札幌市	なし
1624	8/16	40代	男性	札幌市	なし
1625	8/16	70代	女性	札幌市	あり
1626	8/16	20代	男性	札幌市	あり
1627	8/16	30代	男性	札幌市	なし
1628	8/17	40代	非公表	札幌市	なし
1629	8/17	非公表	非公表	札幌市	あり
1630	8/17	10代	男性	札幌市	あり

1631	8/17	非公表	非公表	札幌市	あり
1632	8/17	非公表	女性	札幌市	あり
1633	8/18	非公表	非公表	札幌市	あり
1634	8/18	40代	男性	札幌市	あり
1635	8/18	50代	男性	札幌市	あり
1636	8/18	50代	女性	札幌市	あり
1637	8/18	50代	男性	札幌市	あり
1638	8/18	10代	男性	札幌市	あり
1639	8/19	30代	男性	札幌市	なし
1640	8/19	30代	男性	札幌市	なし
1641	8/19	20代	男性	札幌市	なし
1642	8/19	50代	男性	札幌市	あり
1643	8/19	50代	女性	札幌市	なし
1644	8/19	非公表	非公表	空知総合振興局管内	調査中
1645	8/19	20代	男性	石狩振興局管内	調査中
1646	8/19	20代	女性	小樽市	調査中
1647	8/20	非公表	非公表	空知総合振興局管内	調査中
1648	8/20	10代	女性	札幌市	なし
1649	8/20	非公表	非公表	非公表	あり
1650	8/20	30代	女性	札幌市	あり
1651	8/20	80代	男性	札幌市	調査中
1652	8/20	10代	女性	札幌市	あり
1653	8/20	20代	男性	札幌市	あり
1654	8/20	30代	女性	札幌市	なし
1655	8/20	70代	非公表	非公表	調査中
1656	8/20	80代	女性	非公表	調査中
1657	8/20	非公表	非公表	小樽市	調査中
1658	8/20	非公表	非公表	小樽市	調査中
1659	8/20	50代	女性	小樽市	調査中

1660	8/20	40代	女性	小樽市	調査中
1661	8/20	60代	女性	小樽市	調査中
1662	8/20	40代	女性	小樽市	調査中
1663	8/20	70代	非公表	小樽市	調査中
1664	8/20	80代	男性	小樽市	調査中
1665	8/20	非公表	非公表	非公表	調査中
1666	8/20	非公表	非公表	小樽市	調査中
1667	8/20	非公表	非公表	小樽市	調査中
1668	8/20	非公表	非公表	非公表	調査中
1669	8/20	20代	女性	小樽市	調査中
1670	8/20	30代	女性	小樽市	調査中
1671	8/20	20代	男性	小樽市	調査中
1672	8/21	20代	男性	札幌市	なし
1673	8/21	20代	男性	札幌市	なし
1674	8/21	20代	男性	札幌市	なし
1675	8/21	20代	非公表	札幌市	なし
1676	8/21	90代	男性	石狩振興局管内	調査中
1677	8/21	60代	女性	石狩振興局管内	調査中
1678	8/21	60代	男性	小樽市	調査中
1679	8/21	30代	女性	小樽市	調査中
1680	8/21	30代	女性	小樽市	調査中
1681	8/21	20代	男性	根室振興局管内（根室市）	調査中
1682	8/22	40代	男性	札幌市	なし
1683	8/22	非公表	非公表	非公表	あり
1684	8/22	非公表	非公表	非公表	あり
1685	8/22	30代	非公表	札幌市	なし
1686	8/22	20代	男性	札幌市	なし
1687	8/22	20代	男性	札幌市	なし
1688	8/22	非公表	女性	札幌市	調査中

1689	8/22	20代	女性	札幌市	調査中
1690	8/22	40代	男性	石狩振興局管内	調査中
1691	8/22	80代	女性	後志総合振興局管内	調査中
1692	8/22	非公表	非公表	オホーツク総合振興局管内	調査中
1693	8/22	60代	女性	小樽市	調査中
1694	8/22	70代	女性	小樽市	調査中
1695	8/22	非公表	非公表	非公表	調査中
1696	8/22	10歳未満	女性	小樽市	調査中
1697	8/22	20代	女性	非公表	調査中
1698	8/22	30代	女性	旭川市	調査中
1699	8/23	40代	男性	札幌市	調査中
1700	8/23	30代	女性	札幌市	調査中
1701	8/23	20代	男性	札幌市	調査中
1702	8/23	非公表	非公表	札幌市	調査中
1703	8/23	20代	非公表	札幌市	調査中
1704	8/23	20代	男性	札幌市	あり
1705	8/23	10代	女性	札幌市	あり
1706	8/23	30代	男性	札幌市	調査中
1707	8/23	60代	男性	札幌市	調査中
1708	8/23	非公表	非公表	札幌市	調査中
1709	8/23	80代	女性	小樽市	調査中
1710	8/23	50代	女性	小樽市	調査中
1711	8/23	非公表	非公表	オホーツク総合振興局管内	調査中
1712	8/23	非公表	非公表	オホーツク総合振興局管内	調査中
1713	8/24	非公表	男性	札幌市	調査中
1714	8/24	20代	非公表	札幌市	あり
1715	8/24	非公表	非公表	非公表	あり
1716	8/24	30代	男性	札幌市	調査中
1717	8/24	非公表	非公表	小樽市	調査中

1718	8/24	非公表	非公表	小樽市	調査中
1719	8/24	70代	女性	小樽市	調査中
1720	8/24	40代	男性	石狩振興局管内	調査中

■検査及び患者の状況（8月24日現在）

	検査件数	40,089	
1	陽性累計	1,720	A
2	陰性確認済累計	1,476	B
3	死亡累計	103	C
4	現在患者数	141	D (A - B - C)
	うち現在入院患者	106	
	うち宿泊療養施設入所者	35	

■宿泊療養施設入所者数

(8月24日14時00分現在)

施設名	入所者数	退所者数	総入所者数
東横INN札幌すすきの南	—	—	—
リッチモンドホテル札幌駅前	0	0	0
アパホテル&リゾート札幌	2	4	35
合計	2	4	35

6月30日付け契約終了

■新規感染者の年代別割合

	緊急事態宣言 解除直後 (5/26-6/1)	前回会議 (7/31-8/6)	直近値 (8/18-8/24)
新規感染者数	39名	101名	88名
年代別割合（年齢公表分）			
10代	7%	2%	9%
20代	4%	50%	25%
30代	15%	15%	16%
10-30代の割合	26%	67%	50%
40代	11%	6%	10%
50代	15%	11%	11%
60代	11%	11%	7%
70代	22%	2%	9%
80代	11%	3%	11%
90代	4%	-	1%

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
		6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～8/31
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	<b>「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止</b> (新しい生活様式の実践 等)		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来				
	札幌との不要不急の往来				
使用制限等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	<b>「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開</b>		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
のイベント制限等	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔



(改訂後)

# 6月以降の段階的緩和

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
		6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～9/30
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 (新しい生活様式の実践 等)		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来				
	札幌との不要不急の往来				
使用施設制限等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
イベント制限等	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔

※ 収束傾向が見られた場合には対応を検討

# 今後想定される感染状況と対策について

令和2年8月7日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

# 各都道府県で今後想定される感染状況

- 目標 : 医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で、
- ①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最少化。
  - ②迅速に対応し、感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる。

※感染状況及び対策の検討にあたっては、大都市部と地方部の違いに配慮が必要。

## ステージⅠ 感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

### ステージⅡ

## 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

P 6 の取組及び P 7 の取組のうち、黒字の取組を実施

### ステージⅢの指標

### ステージⅢ

## 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。

ステージⅢで講ずべき施策 (P 7) を実施

### ステージⅣの指標

### ステージⅣ

## 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要な状況。

ステージⅣで講ずべき施策 (P 8) を実施

# 指標及び目安

以下の指標は目安であり、また、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断していただきたい。また、都道府県独自に積極的な対応を行うことを期待したい。

	医療提供体制等の負荷		②療養者数 <sup>注4</sup>	監視体制	感染の状況			
	①病床のひっ迫具合 <sup>注3</sup>				③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床						
ステージⅢの指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大確保病床の占有率 1 / 5 以上</li> <li>現時点の確保病床数の占有率 1 / 4 以上</li> </ul> <small>※最大確保病床とは、都道府県がピーク時に向けて確保しようとしている病床数をいう。現時点の確保病床数とは、現時点において都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数であり、直近に追加確保できる見込みがある場合はその病床分も追加して確認する。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大確保病床の占有率 1 / 5 以上</li> <li>現時点の確保病床数の占有率 1 / 4 以上</li> </ul>	人口10万人当たりの全療養者数15人以上 <small>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数</small>	10%	15人/10万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	
ステージⅣの指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大確保病床の占有率 1 / 2 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大確保病床の占有率 1 / 2 以上</li> </ul>	人口10万人当たりの全療養者数25人以上 <small>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数</small>	10%	25人/10万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	

注1 日々の入手可能性を踏まえつつ、発症日での検討結果も考慮する。

注2 大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制をみるための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。また、補助指標としてECMO装着数、人工呼吸器装着数（ECMO除く）、60歳以上新規報告数も参考とする。

注3 「①病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となるものである。こうしたことも踏まえて、目安に満たない段階から、早めの対応を行うことが望ましい。一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、特に総合的に判断することが望ましい。

注4 医療提供体制や公衆衛生体制のひっ迫具合については、入院患者のほか、ホテル等における宿泊療養や自宅療養も含めた全体の療養者数も影響することから指標として設定。

## ①合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価

- ✓ 自治体は、リスク評価に基づき、効率的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施する。

## ②集団感染（クラスター）の早期封じ込め

- ✓ 徹底した院内・施設内などの集団感染の未然防止と早期検知。陽性者の入院等の迅速な対応
- ✓ 接触者の調査と合理的な対応
- ✓ クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進  
⇒場合により様々な積極的介入方策（営業時間短縮や休業の要請等）を検討

## ③基本的な感染予防の徹底（**3密回避等**）

- ✓ 事業者：ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮  
テレワーク等の推進
- ✓ 個人：3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起  
⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信。  
感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ
- ✓ COCOA及び地域ごとの対策アプリの普及促進

## ④保健所の業務支援と医療体制の強化

- ✓ 人材や物資（PPEなど）の確保、効率的な業務執行への支援
- ✓ 宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充

## ⑤水際対策の適切な実施

## ⑥人権への配慮、社会課題への対応等

## ⑦対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討

# ステージⅢで講ずべき施策の提案

(赤字:ステージⅢで取り組むことを検討して頂きたい事項/黒字:ステージⅠ、Ⅱでも取り組んで頂きたいが、ステージⅢで更に徹底して頂きたい事項)  
以下の施策については、同一県内であってもエリア限定で実施するなど、地域の実情に応じて取り組んでいただきたい。また、感染の状況によっては、ステージⅢに至る前から、機動的に取り組んでいただくことも重要である。

## メリハリの利いた接触機会の低減

### 【対事業者】

#### (ステージⅢで取り組むべき事項)

- **ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等。**
- **イベント開催の見直し。**
- **人が集中する観光地の施設等における入場制限等。**
- **接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化。**
- **飲食店における人数制限。**

#### (ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)

- **COCOA及び地域ごとの対策アプリの更なる周知及び普及促進の更なる強化。**
- **リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化(検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化)。**
- **テレワーク等の更なる推進。**

### 【対個人】

#### (ステージⅢで取り組むべき事項)

- **夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請。**
- **飲食店における人数制限。**
- **若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底。**

#### (ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)

- **ターゲット毎に適切なメディアを通じた分かりやすいメッセージの発信。**
  - ・ 重症化しやすい人(高齢者など): 3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨。
  - ・ 中年: 職場での感染予防徹底、宴会等の自粛。
  - ・ 若者: クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛。
  - ・ 医療従事者・介護労働者: リスクの高い場所に行かない。

### 【対国・地方自治体】

#### (保健所の業務支援)

- **クラスター対策の重点化・効率化。**
  - **保健所への人材の派遣・広域調整。**
  - **保健所負担の更なる軽減。**
- (医療提供体制及び公衆衛生体制の整備)
- **病床、宿泊療養施設の追加確保(公共施設の活用など一段進んだ取組)。**
  - **重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの積極的公開。**
  - **無症候者、症状別の感染者数の公表。**
  - **臨時の医療施設の準備。**
  - **都道府県域を超えた患者受入れ調整(広域搬送)。**
  - **検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院。(自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難しい場合における、軽症・無症状者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施)**
  - **感染が広がっている特定の地域については、医療機関や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施。**
  - **感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する集団を対象とした検査を実施**
- (水際対策)
- **水際対策の適切な実施を継続。**

#### (その他の重要事項)

- **リスクコミュニケーションの観点から、国民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信。**



# ステージⅣで講ずべき施策の提案

## 全面的な接触機会の低減

緊急事態宣言など、強制性のある対応を検討せざるを得ない。

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。
- 県境を超えた移動の自粛要請。
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限。
- 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。
- イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。
- 生活圏での感染があれば学校の休校等も検討。
- テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避。

## 公衆衛生体制

- クラスタ対策は重症化リスク対策を考慮して更に重点化。
- 重症化リスクの高い発症者を優先的に対応。
- 疫学調査の簡略化。

## 医療提供体制

- 入院治療が必要な方への医療提供を徹底的に優先した医療提供体制。  
(高齢者等のハイリスクではあるものの、軽症・無症状者への宿泊療養の開始も検討)
- 臨時の医療施設の運用・追加開設。

## その他の重要事項

- 行動変容に対する国民・住民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施。

「新しい警戒ステージ」  
について



# 警戒ステージの設定の考え方

- 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「今後想定される感染状況と対策について」において、感染状況を4段階に区分し、移行の目安となる指標と、それぞれのステージで「講ずべき施策」が示された。
- 道としてはこの提言に準拠することを基本としつつ、本道における感染拡大を効果的に抑え込むためには、感染者が急増する前の段階における対策が重要であることから、本道の実情を踏まえて、指標及び講ずべき施策を設定する。
- 施策の実施に当たっては、感染はどこでも起こりうる可能性があることから全道域での取組を基本としつつ、広域分散型の社会構造を有する本道の特殊性を考慮し、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、必要に応じて、特定の地域や業態を対象とした施策を講じるなど適切な対応を検討する。
- 道としては、この警戒ステージの考え方を含めて、道民や事業者と認識を共有し、この感染症のまん延の防止や医療提供体制への負荷の軽減を図りながら、地域と一体となって感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を推進する。

## 目 標

- ① 十分に制御可能なレベルに感染拡大を抑制するとともに、死亡者・重症者数を最少化
- ② 迅速かつ効果的に感染拡大防止対策を講じ、感染レベルをなるべく早期に減少  
以上を通じて感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す

# 警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状 況	対応の考え方	(参考) 国の分科会ステージ
1	<p><b>感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階</b></p>	<p>感染状況などを踏まえて、感染予防の徹底などについて注意喚起（感染状況に応じて、振興局による注意喚起）</p>	I
2	<p><b>感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階</b>                      3密環境などリスクの高い場所で集団感染が度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある状況。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p><b>個々の行動変容に対する協力を要請</b></p>	II
3	<p><b>感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階</b>                      集団感染が数多く発生するなど、さらに医療提供体制への負荷が蓄積し、感染拡大の防止に向けて、より強い対応が必要な状況。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p><b>感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請</b></p>	III
4	<p><b>感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階</b>                      ステージ3と比べて集団感染が広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p><b>事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請</b></p>	III
5	<p><b>爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階</b>                      病院間集団感染の連鎖などの大規模かつ深刻な集団感染の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請</p> <p><b>国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請</b></p>	IV

# 警戒ステージの対応の目安

1

2

3

4

5

## 【法24条に基づく要請】

### ◆行動自粛等の要請（社会経済活動への影響を抑えながら段階的に強化）

（要請例）

- ・体調が悪い場合の外出自粛
- ・3密を回避できない場所での会合自粛
- ・高齢者、基礎疾患を有する方等の感染防止の徹底 など

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

テレワークの推進や出勤抑制

接触アプリ等のさらなる活用

（要請例）

- ・感染拡大防止対策を講じていない施設への外出自粛
- ・同種の集団感染が複数発生するなど、これまでの対策では感染リスクの回避が困難な業態への外出自粛
- ・感染拡大地域との往来自粛
- ・不要不急の外出自粛 など

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

### ◆施設の使用制限等の要請

感染拡大防止対策を講じていない施設の使用制限等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

### ◆イベント制限等の要請

イベントの見直し等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

## 【法24条及び45条に基づく要請】

道外との往来自粛

全道の外出自粛

施設の使用制限等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

開催の自粛等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

新北海道スタイルの実践・徹底など注意喚起

感染状況に応じて、振興局による注意喚起

新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底等

新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底等

※警戒ステージに関わらず、全国の感染状況を踏まえ、感染が拡大している道外地域との往来自粛等に対する協力を要請

## 警戒ステージの指標（移行等の目安）

項目		指標	1	2	3	4	5
医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫の状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数		—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)
監視体制	PCR検査陽性率		—	増加	増加	10%	10%
感染状況	新規報告数		—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)
	直近一週間と先週一週間の比較		—	増加	増加	増加	増加
	感染経路不明割合		—	50%	50%	50%	50%

※各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断する

# 参考：振興局別の人口との比較

	平成31年1月1日 住基人口	10万人あたりの数(週あたり)			
		2人／週	2.5人／週	15人／週	25人／週
北海道	5,304,413	107	133	796	1,327

## 【参考】

道央	空知総合振興局	293,770	6	8	45	74
	石狩振興局	2,377,490	48	60	357	595
	後志総合振興局	209,584	5	6	32	53
	胆振総合振興局	391,990	8	10	59	98
	日高振興局	66,894	2	2	11	17
道南	渡島総合振興局	395,365	8	10	60	99
	檜山振興局	36,168	1	1	6	10
道北	上川総合振興局	495,947	10	13	75	124
	留萌振興局	45,840	1	2	7	12
	宗谷総合振興局	63,844	2	2	10	16
オホーツク	オホーツク総合振興局	281,630	6	8	43	71
十勝	十勝総合振興局	340,088	7	9	52	86
釧路・根室	釧路総合振興局	230,748	5	6	35	58
	根室振興局	75,055	2	2	12	19

ステージ	指標	医療提供体制の負荷の状況
1	-	<p>◆医療提供体制に大きな支障がない段階</p>
2	病床 150床  重症者病床 15床  新規報告数107人	<p>◆中核的医療機関の機能制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来機能の縮小・停止等により、一部患者が診療を受けられないおそれが発生する状況</li> <li>・地域によっては、小児・周産期救急、がん治療などに支障が出るおそれが発生する状況</li> </ul> <p>◆地域の状況に応じて宿泊療養の開始を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域によっては、患者数の増加により、病床利用率が増加し、軽症者に対する宿泊療養の開始を検討</li> </ul>
3	病床 250床  重症者病床 25床  新規報告数133人	<p>◆一般診療への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の受入調整に時間を要し、入院待機者が増加するおそれが発生する状況</li> <li>・帰国者接触者外来など一部医療機関の負担が急増し、診療所、歯科医療などにも大きな支障が出るおそれが発生する状況</li> </ul> <p>◆全道的な宿泊療養の開始、自宅療養の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全道的に医療機関の病床利用率が増加し、道内各圏域で宿泊療養施設の運用を開始。患者の状況に応じた自宅療養の開始を検討</li> </ul>
4	病床 350床  重症者病床 35床  新規報告数796人	<p>◆地域の医療機能の低下、三次医療機能の一部を制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全道域で患者数が増加し、医療従事者の負担が暫増し、医療機能が大きく低下</li> <li>・地域によっては、事故・災害によるけが、がん、脳疾患、心疾患患者など比較的高度で専門的な医療を確保できないおそれが発生する状況</li> </ul> <p>◆慢性期医療、介護サービスの停止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団感染の発生状況によっては、慢性期医療や介護サービス全般を維持できなくなるおそれが発生する状況</li> </ul>
5	病床 900床  重症者病床 90床  新規報告数1,327人	<p>◆三次医療を大幅に制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全道的に、比較的高度で専門的な医療を受けられなくなり、事故や災害によるけが、がん、脳疾患、心疾患の患者を救命できないおそれが発生する状況</li> </ul> <p>◆臨時的医療施設の設置やトリアージの開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全道的に医療機関の受入能力を超過した場合、公共施設等の転用など臨時的医療施設を設置</li> <li>・トリアージが開始され、一部重症者への医療提供を見送るほか、地域によっては、中等症の患者にも自宅療養を開始</li> </ul>